

欧州共同市場の発足とその問題点

1. はしがき

フランス、西ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグの石炭鉄鋼共同体6か国は、本年1月1日から1957年のローマ条約に基き、相互間の関税引下げ、輸入割当量の拡大など長年の理想であった欧州経済の統合に向かつて具体的に第一歩を踏み出した。「もしも、われわれがいま始まつたばかりの仕事を完遂するのに成功するならば、57年3月25日は欧州にとって歴史的な日となるであろう。」これは同日、ローマにおいて行なわれた欧州共同市場(欧州経済共同体)条約調印式におけるスペーク・ベルギー外相の演説の一節である。本条約は、上記6か国が4年を1段階とする3段階の経過期間を経て順次、対内的には相互の関税障壁、輸入割当を完全に撤廃し、対外的には共通関税を設定し、共通の通商政策を採用する関税同盟の結成をその中核的規定としているが、さらに進んで域内の資本、労働、役務の移動を自由にし、かつ金融・財政・社会政策の協調を図り、6か国の完全な経済的統合を目的とするものである。(注1)

すなわち、人口168百万を擁するこの6か国は、今後12~15年後にその属領をも含めて欧州ならびにアフリカにまたがる単一の大市場を形成し、この間、国際分業による産業合理化、生産性の向上を促進しつつ、現在の生産を倍増して現在の米国の生活水準に到達し、まさに米・ソに匹敵する第3経済圏を形成することが期待されている。(注2)

したがつて、この共同市場が世界経済に与える影響もまた広範なるものがあり、その発足自体スペーク外相の言をまつまでもなく、欧州にとりまた世界経済にとって画期的なものである。すでにこうした大市場形成を予期して、域内外を問わず、各方面にわたつて活発な即応態制がとられつつあ

り、わが国にとつても昨年末の西欧主要国の通貨交換性の回復などとあいまつてかなりの影響が予想されるので、以下、共同市場発足に伴う各方面的動向を概観し、あわせてその問題点、影響などにつき検討することとした。

(注1) 第1段階の終り(1961年末)までに実施を予定されている措置は概要次の通り。

(1) 関税の引下げ

1959年1月1日	1率10%引下げ(既実施)。
1960年7月1日	総体として10%引下げ。
1962年1月1日	総体として10%引下げ。

(2) 対域外共通関税の設定

1962年1月1日	現行関税が共通関税と15%以上の差がないものは共通関税率を適用。
-----------	----------------------------------

(3) 輸入割当

1959年1月1日	2国間割当をグローバルなものに切り替え、その総額を20%拡大。ただし国内生産の3%未満のものはその水準まで(既実施)。
1960年1月1日	前年比20%拡大、ただし国内生産の4%未満のものはその水準まで。
1961年1月1日	前年比20%拡大、ただし国内生産の5%未満のものはその水準まで。
1962年1月1日	前年比20%拡大。

(4) その他資本移動の自由化(おおむね既実施)、域内輸送、社会政策などについてもそれぞれ実施計画がある。

(5) 3段階の経過期間については、第1段階で2年、第2または第3段階で1年、合計3年の期間延長が認められる。

(注2) 欧州共同市場の経済力(1958年)

区分	共同市場	英 国	米 国	ソ 連
人 口(百万人)	168	52	174	200
粗 鋼 生 産(百万トン)	57.9	19.9	77.2	55.2
石 炭 生 産(")	247	219	385	497
セ メ ン ト 生 産(")	53	12	52	33
電 力 生 産(十億kwh)	230	99	724	233
輸 出(FOB十億ドル)	22.5	9.0	17.7※	4.4
輸 入(CIF ")	22.9	10.2	12.9※	3.9
G N P(十億ドル)	151	62.3	437.7	—

資料:MBS, IFS ※は1957年。

2. 産業構造の変化

(1) 企業合同の進展

欧州共同市場は上述した経過期間内に6か国相互間の貿易上の障壁を漸進的に除去するわけであるが、これにより各企業間の競争を促進しつつ、資源利用の一層の効率化、生産性の向上と生産の増大が期待される一方、生活水準の向上と購買力の増大により、市場は量的・質的に拡大されることとなる。

こうした情勢に対処して、すでに共同市場の内部においては、国境を問わず、企業合同、生産の分業、相互委託販売などに関する協定が航空機、自動車、電機設備からタイブライター製造に至る各種企業間に締結されつつあり、その主要なものを挙げると次の通りである。

(イ) 競争力激化に対処するため大企業に合併すること。

○ゴム製造業のグランツェナー（オランダ）とヘペア（オランダ）の合併。

(ロ) 国際分業により生産の専門化を推進し、相互にそれぞれの市場で販売すること。

○オートユニオン（独）とマニューラン（仏）のスクーター製造販売に関する協定。

(ハ) 共同の販売施設を新設し、またはそれぞれの生産物の既存の販売組織を利用してそれぞれの市場で販売すること。

○ルノー（仏）とアルファ・ロメオ（伊）の自動車製造販売に関する協定。

○フォルクスワーゲン（独）とフィアット（伊）……計画。

(ニ) 同種業者が出資して国際的な新会社を形成すること。

○フイリップス（オランダ）、ラジオ・テクニック（仏）、バルボ（独）によるプロエレクトロシ（真空管製造）の創設。

○エール・フランス（仏）、ルフトハンザ（独）、アリタリア（仏）、サベナ（ベルギー）によるユーロペール（欧州航空）の創設。

○仮獨合弁による欧州電話線会社の創設。

また、これら企業の合同・提携のほかに、それぞれ業種ごとに6か国の協力体制がとられつつあり、6か国の電力、運輸、原子力、ゴム、綿業などの代表者は連絡委員会を設け、情報、技術の交換、市場の研究などを行ない、また過当競争の排除などについて協定するなど、6か国産業はやがて一つにまとまろうとする勢いをみせている。

(2) 米国企業の進出

目下欧州に形成されつつある広大な経済圏は、米国資本の有利な運用先となるとともに、欧州の経済力、生活水準の向上は、米国商品の有力な市場としての地位をさらに高めるものと予想される。

したがつて、共通関税障壁によつて妨げられることなく潜在的市場を追求するため、米国資本によるプラントの建設、域内企業との提携が漸次活発化している。その主要なものを挙げると次の通りである。

(イ) 域内企業との提携

○クライスラー（自動車）……シムカ（仏・自動車）の株25%を取得。

○スタンダード石油……サハラ開発に5億ドル出資（予定）。

○U.S.・ラバー

○ウエスチングハウス・エレクトリック } ……フランスの会社と提携。

○B.F.・グッドリッジ……A.K.U（オランダ）と提携し合成ゴム工場を建設。

(ロ) 域内に工場または子会社を設立。

○ティムケン・ローラーベアリング } ……フランスに工場建設。

○グッドイヤー・タイヤ

○デュポン……ベルギー、オランダに工場建設。

○モンサント化学……イタリアに石油化学工場建設。

○アンダーウッド……イタリアに子会社設立。

(ハ) 域内企業を買収

○スミスコロナ・マーチャント……ドイツの計算器会社の管理権を買収。

○クライスラー……オランダの工場買収。

従来、米国の共同市場6か国に対する直接投資は1950年から57年の間に約2.5倍となり、57年末で16億ドルに達しているが、米国の海外に対する直接投資額（57年末252億ドル）中に占める割合はなお少ない。もつとも現在は共同市場完成までに十分な時間的余裕があるので、米国企業も大勢としてはなお共同市場の成行き、とくに自由貿易地域構想の動向に注目しつつ慎重に投資計画を検討中の段階であるが、最近の米国国際収支の逆調（昨年34億ドルの赤字）、米国商品の割高傾向などにかんがみ、米国一般の貿易および海外投資に対する関心は一段と高まりつつあり、今後は機械、自動車、耐久消費財などの分野を中心に大幅な投資増加が予想される。

3. 國際資本移動の活発化

(1) 資本取引自由化措置の実施

共同市場が目ざす急速な経済発展のためには、何よりもまず膨大な投資を必要とすることはいうまでもない。このためには共同市場内における投資基金の効率的な使用が不可欠であり、共同市場条約においても資本移動の自由化を一つの重要な目的として掲げている。

かかる理念に沿つた共同市場加盟諸国の対外資本取引自由化措置は、昨年12月通貨交換性の回復によってその基本的な大前提が形成され、以後急速に著しい進展をみせた。

まず、共同市場内最大の債権国たる西ドイツは、1956年以来為替管理、金融政策の両面から積極的な資本輸出の促進措置をとつてきており、本年5月1日資本輸入についてもホット・マネー流入阻止のための諸規制を撤廃し、これにより西ドイツの資本取引は輸出入とも全く自由化した。

一方、従来国際収支上の不安から資本取引に厳しい制限を課していたフランスも、フラン切下げ以降の国際収支好転を背景として本年1月21日、非居住者の資本取引を大幅に自由化する措置に踏み切った。

ペネルックス、イタリアでは最近特段の措置はとられていないが、従来から資本勘定取引規制はきわめて緩やかに運用されており、共同市場第1段階末を目標とする資本移動に関する為替管理の撤廃は意外に早く事実上の達成をみたといえよう。

(2) 資本交流の現状

上記諸措置の実施に伴い、西欧なかんずく共同市場諸国間の資本交流は最近急速に活発化しているが、それはおおむね次の形態をとっている。

(1) 株式の交流

昨秋以降、各地市場における外国株式の上場が行なわれているが、その主要なものを挙げれば次の通り。

○ フランクフルト市場において昨年10月フリップス株（オランダ・電機製造）が上場され、これと交換にアムステルダムでも西ドイツ一流銘柄の上場が行なわれた。

○一方パリ市場では本年1月から西ドイツのバイエル染料株が上場されている。

○このほか、フランクフルトではロイヤルダッチ・シエール（オランダ・石油）、フィアット（イタリア・自動車）、モンティカティーニ（イタリア・化学工業）、ユニレバー（英國・オランダ・油脂）などの一流銘柄の場外取引が活発化しており、このうち近く2～3銘柄が上場される見通しが強い。

(2) 投資信託の設定

これら株式交流の動きを背景として、昨年以降、外国会社株式を投資対象とした国際投資信託（Unit Trust）の設立がとくに西ドイツ、スイスにおいて活発化してきた。

すなわち、西ドイツでは昨秋以降、ドイツ銀行をスポンサーとする「アディフォンド」をはじめ「インベスター・インターナショナル」「テサクルス」「オイローパ・アイヌ」などの投資信託基金が相次いで設立され、スイスでも2月「オイローパ・ファロール」が設立された。

本年に入つてからの投資信託基金の設立に関

する特徴的な動きは、金融機関が国際的に共同して設立する方向がとられはじめたこと、また米国の金融界がこの動きに加わってきたことがある。

2月にルクセンブルグに設置された「ユルニオン」は6か国的主要投資銀行13行によって設立されたもので、英、米、スイスおよび共同市場6か国の40の主要株式取引所において投資活動を始めており、またその後ジュネーブにスイス、米国、南アフリカの金融機関が共同して、「ユーリット」なる名称の基金が設立され国際投資活動を行なっている。このほか、欧州株投資を目的とする投資信託基金としてニューヨークで「ユアロファンド」、カナダで「トラスアトランティック」がそれぞれ設立され、すでにかなりの応募があつたと伝えられる。

(イ) 外債の引受け

これらと並んで確定利付債による資本調達も西ドイツ、スイスを中心に国際的傾向を強めつつある。すなわち、西ドイツでは昨年9月、25年ぶりでアングロアメリカン社債（南アフリカ鉱業株式会社）のマルク建起債が行なわれた後、オーストリア電力債、国際世銀債（2億マルク）が相次いで起債され、スイスでも昨年8月外債引受けを再開して、昨年中仏米などの会社による140百万スイス・フランにのぼる起債が行なわれた。（注3）

（注3）民間大企業の資本調達は上述のごとき国際資本移動を通じて行なわれるが、商業ベースに乗りたい域内低開発地域の開発や企業の再転換のための投資は資本金10億ドル（既払込額1億ドル）の欧州投資銀行を通じて行なわれる。現在までにドイツ、ルクセンブルグ国境のクールダム建設工事、南イタリア開発事業などに総額24百万ドルの融資が承認されている。

(3) 資本交流活発化の要因

このような資本取引活発化の要因としては、上述した為替管理緩和措置のほかに

(イ) 昨年以降、欧州各国通貨の交換性回復後、

通貨価値の安定により欧州内投資の安全性に対する信頼が高まつたこと、

(ア) 昨年來の欧州諸国の低金利政策の実施過程を通じて各国間の市場金利較差が正常化したこと、

(イ) 国際収支の好転、貯蓄性向の向上などにより主要国金融機関の流動性が増大し、国際市場における資金運用を意図するに至つたこと、

(エ) フランス経済が昨年の経済再建措置によつて十分な立ち直りを示したこと、

(オ) 西ドイツ、スイスなどが積極的な資本輸出政策を実施したこと、

などがあげられる。

これらの要因に基く最近の資金移動は主として西ドイツ、スイス、ベルギーからフランス、英國の方向に行なわれ、各国金ドル準備の不均衡は正という好ましい結果を生じている。かかる動きは各国の為替相場に反映し、従来のドイツ・マルク、スイス・フラン高、英ポンド、フランス・フラン安の関係が逆転し、投機的ホット・マネー移動の減退、正常な金利裁定資金移動の増加をもたらすとともに、それがさらに一層の通貨安定、為替管理緩和といった効果を生み、加速度的な資本交流の増加を基礎づけたものということができよう。今後共同市場の進展につれて西欧の資本交流は一層促進され、欧州経済の統合に主導的役割を果すものとみられる。

4. 貿易構造の変化

共同市場の成立が欧州ひいては世界貿易構造に大きな影響を与えるであろうことは想像にかたくないが、まだ発足後日も浅く、これを具体的に推測することはきわめて困難であるので、さしあたり予想しうる変化のいくつかを概観してみる。

(1) 共同市場の貿易構造の特色

共同市場6か国の1953年～55年の貿易実績の平均ならびに50年から55年に至る間の貿易の推移をみると、共同市場の貿易構造の特色として次の諸点をあげることができる。

(イ) 共同市場は典型的に原材料を輸入し、工業製品を輸出している。

(ロ) 共同市場の西欧内貿易と西欧外貿易はほぼ相半ばしており、西欧外貿易の主な相手国は米国および1次産品生産国である。

6か国別輸出入額 (1958年)

(単位・百万ドル、カッコ内は1957年)

区分	輸出(FOB)	輸入(CIF)
フランス	5,122 (5,065)	5,605 (6,110)
西ドイツ	8,803 (8,575)	7,360 (7,499)
イタリア	2,536 (2,550)	3,169 (3,674)
ベルギー・ルクセンブルグ	3,043 (3,186)	3,120 (3,432)
オランダ	3,217 (3,097)	3,625 (4,105)
計	22,523 (22,473)	22,879 (24,820)

資料：MBS

6か国および域外西欧諸国の地域別輸出入 (1953～55年平均) (FOB 単位・10億ドル)

区分	6か国			域外西欧諸国		
	輸入	輸出	輸入超過	輸入	輸出	輸入超過
6か国	4.77	4.77	0	4.14	2.99	1.15
域外西欧諸国 (欧洲内貿易)	2.99	4.14	△ 1.15	3.30	3.30	0
北米	7.76	8.91	△ 1.15	7.44	6.29	1.15
日本	2.05	1.17	0.88	2.25	1.46	0.79
工業地域計	0.07	0.09	△ 0.02	0.08	0.07	0.01
ラテン・アメリカ・ドル域	9.88	10.17	△ 0.29	9.77	7.82	1.95
ラテン・アメリカ・その他	0.38	0.47	△ 0.14	0.26	0.29	△ 0.03
海外スターリング地域	0.76	0.64	0.12	0.66	0.37	0.29
西欧大陸諸国海外領	2.00	1.12	0.88	3.75	3.78	△ 0.03
東欧およびソ連	1.48	1.63	△ 0.20	0.15	0.14	0.01
世界のその他	0.32	0.36	△ 0.04	0.50	0.43	0.07
非工業地域計	1.26	1.80	△ 0.54	1.07	1.19	△ 0.12
世界計	6.10	6.02	0.08	6.39	6.20	0.19

資料：GATT

6か国貿易構成推移 (1950～55年)

(単位・10億ドル)

区分	6か国	英國	域外欧州	米国	その他	合計
輸出	1950年	2.88	0.87	1.49	0.56	3.50
	1955年	5.64	1.32	3.37	1.30	6.75
	増加額	2.76	0.45	1.88	0.74	3.25
	増加率	96%	51%	127%	130%	98%
輸入	1950年	2.88	0.80	1.25	1.69	4.32
	1955年	5.64	1.21	2.09	2.36	6.34
	増加額	2.76	0.41	0.84	0.67	2.02
	増加率	96%	20%	61%	17%	47%

資料：GATT

(イ) 西欧内貿易においては製造品の輸出を主因に 11.5億ドルの輸出超過、西欧外貿では1次産品、資本財の輸入を主因に 9.5億ドルの輸入超過を記録し、総計では 2 億ドルの出超となつてている。

(ロ) 対北米貿易は、主として1次製品と資本財の輸入によつて大幅な輸入超過(8億ドル)を記録し、対欧州外貿における入超の主因となつてている。

(ハ) 対非工業地域貿易では、製造品の輸出、1次産品の輸入がほぼバランスしている。

(ヘ) 6か国相互間の貿易は、域外諸国との貿易に比しその伸び率が著しい。

(2) 共同市場の形成が貿易構造に及ぼす変化

こうした貿易構造が共同市場の発展によってどのように変化するかを推測することはきわめて困難であるが、概略次のことがいえるであろう。

(イ) 現在でもかなりのウェイトを占める6か国相互間の貿易は飛躍的に拡大する。最近の共同市場委員会の報告によれば、本年の域内関税の引下げ、輸入割当の拡大措置による域内貿易の増大は、西ドイツ、イタリア、ペネルックス諸国3～5%、フランス15%程度と推測されている。

(ロ) 共同市場諸国の製造品を主力とする輸出は、その競争力の増大に伴い対西欧のみならず、対西欧外にも伸長する。この場合欧州の自由貿易地域の形成いかんはかなり重要なファクターとなるが、いずれにせよ欧州内貿易の伸長は世界的その他地域に対する伸長を上回るであろう。

(ハ) 6か国の後進国からの1次製品輸入は共同市場の経済力の伸長につれて増加するであろうが、とくに6か国の属領との貿易は共同開発計画の伸長ともあいまつて大幅に拡大するであろう。

(注) GATTでは共同市場のGNPが1953～55年から73～75年の20年間に90%、120%、150%増加する三つの場合を想定している。

(=) 共同市場の経済規模の拡大、貿易の自由化により長期的には世界貿易ならびに経済の発展に寄与するものとみられるが、一般に輸出競争は激化し、国際競争力の優劣が表面化するであろう。すでに共同市場諸国は自動車、カメラ、硫酸、万年筆などの価格を相次いで引き下げており、共同市場外諸国にも同様の動きがみられるが、今後かかる傾向は一層広範囲にわたつて行なわれることとなる。

5. 共同市場発足に伴う問題点

発足後4か月の共同市場の歩みは予想外に順調な過程をたどつており、モネ氏を委員長とする欧州合衆国委員会(共同市場の諮問委員会)は、最近の著しい共同市場の進展に歩調を合せて共同市場機構を再検討すべきであるとの見解を述べている。このような順調な進展を可能ならしめたものは、フランス経済再建策の成功とベルリン問題を契機として独仏関係が一段と緊密化したこと、6か国民の間に共同市場に対する自信と積極的考え方が普及したことなどである。この結果欧州経済共同体の政治的、経済的基礎は著しく強化され、今後の発展が一層期待されるに至つたが、以下、このような共同市場発足後の現状においてなお残された問題点を検討することとする。

(1) 英国の立場と自由貿易地域交渉

由来、英国は英連邦ならびに米国との緊密な友好関係の維持と欧州大陸に対する不介入をその伝統的外交方針としており、戦後活発化した欧州統合の動きに対してもむしろ消極的な態度を持してきた。

しかしながら、共同市場構想が次第に現実化し、政治的にも経済的にも英国を凌駕する一大国際勢力に発展する可能性がほぼ確実となつたので、英國はこれに対抗するため1956年10月独自の自由貿易地域構想を打ち出して、大陸の共同市場への参加と英連邦との紐帶の維持の両面の要求を満たそうとしたのである。本案は、O E E C 17か国間の関税、輸入割当制を撤廃して域内貿易の自由化を

図ることについては共同市場と同様であるが、第3国に対する関税自主権を存置すること、対象商品から農産物を除外すること、海外領はこれに参加せしめないことなどの諸点において異なる。

この自由貿易地域案は、1957年10月からO E E Cのモードリング委員会において1年にわたり検討が続けられたが、結局英國と6か国との間の意見調整ならず、交渉は決裂するに至つた。しかしながら6か国にとつても、西欧経済の協調関係、世界貿易の自由化傾向からみて、なんらかの形でO E E C諸国との協調関係を維持する必要のあることはいうまでもなく、本年1月共同市場6か国は域内の自由化措置と同時に、O E E C諸国に対する工業製品輸入割当の20%拡大、G A T T加盟国に対する関税の10%引下げなどの措置を実施した。しかし域外O E E C諸国とくに英國は、共同市場内で行なわれる輸入割当の3%条項(輸入割当量が国内生産の3%に満たないものは3%まで割当枠を拡大する)が域外O E E C諸国には適用されない点を不満とし、3%条項のO E E C諸国への拡大を強く主張しつづけている。

しかし最近の情勢は欧州が二つに分裂したまま推移することを許さず、西ドイツの次期首相と目されるエアハルト経済相の最近の言明にも両者協調の必要性が強調されており、両者歩み寄りの空気は緩慢ながら醸成されてゆくものと思われる。現在共同市場側および英國側において検討されている協調に関する試案の主要なものを挙げると次の通りである。

(a) ハルシュタイン報告

本年3月ハルシュタイン共同市場委員長が発表し、共同市場諸国で検討されているが、本報告は英國の自由貿易地域の考え方は非現実的なものであるとし、

- (a) 共同市場6か国はO E E C諸国に対し今後4年間輸入割当を毎年20%拡大する、
- (b) G A T T加盟国に対し関税の漸進的引下げを実施する、

といった共同市場を中心とした欧洲の協調関係を想定している。

(a) ベネルックス 3 国の欧洲自由市場案

3月15、16日の共同市場閣僚会議にベネルックス3国は次のとき内容の「欧洲自由市場案」を提案したが、結局フランスの反対により採択に至らなかつた模様である。

- (a) 確定された期限内に「自由市場」を発足せしめる旨の17か国の「共通の意志」(Common intent) を宣言すること。
- (b) 共同市場の第1段階(1961年末まで)は、6か国共通関税と11か国の対外関税の詳細な検討に充てられること。
- (c) 同期間中、ローマ条約による関税引下げは双務的に17か国に拡大されること。また割入割当量も双務的に毎年20%拡大されること。

(b) 英国の共同市場加盟論

英国の共同市場に加入しえない最大の理由は英連邦の存在であるが、最近英連邦諸国は急速に工業化し英連邦特恵制度の効果も漸次薄れつないので、この際積極的に英連邦を開放し、英国のみでなく英連邦とともに共同市場に加入しようという意見があり、自由党がこれを主張、エコノミストも同主旨の論説を掲げている。しかしながら英国内部にもかなりの反対があり、まだ単なる構想の域を出ない。

いずれにせよ共同市場側もOEEC諸国との協力の必要は痛感しており、また英国としても大陸より孤立して存在しえないことは明らかであるので、その交渉過程にはなおかなりの曲折が予想されるものの、結局はなんらかの形で協調関係が成立するものと思われる。

(2) 共同体における石炭・鉄鋼問題

共同市場計画は單に関税同盟にとどまらず、6か国の完全な経済統合を目指すかつてなき大胆な試みであつて、金融・通貨政策の協調、労働条件の統一などの困難な諸目標を掲げている。かかる経済的統合に対して、各国とも一部の産業部門においては種々不満の声があるのもいなめないとこ

ろであつて、最終目標に至る過程においてはなおかなりの迂余曲折をたどるものとみられる。

当面具体的に問題となつているのは石炭、鉄鋼の問題である。共同市場6か国の石炭、鉄鋼業は1952年欧洲石炭鉄鋼共同体結成以来目ざましい発展を遂げ、これが共同市場結成の一つの礎石ともなつたのであるが、最近の石炭需要の構造的減少、長期契約に基く米国炭の流入などから貯炭の激増を招き、かねて非能率炭坑が多く炭価の割高であったベルギーの石炭業は縮小を余儀なくされている。

一方鉄鋼業界では、かねてから競争力の強かつたフランスの鉄鋼業が昨年末のフラン切下げにより競争力をさらに増大したことから、域内諸国内に利害の対立を生じ、結局欧洲石炭鉄鋼共同体最高機関はフランス鉄鋼に4%程度の臨時輸出税の課税を勧告したが、フランスをはじめ域内諸国はそれぞれの立場から不満を表明している。かかる域内弱体企業へのシワ寄せは共同市場発足に伴う必然の動きであり、今後これ以外の産業についても企業整備・配置転換など困難な問題をひき起すこととなろう。しかしかかる問題も真に強力な共同市場の生みの苦しみであつて、このために戦後、十数年の欧洲統合の理念に基く共同市場の存立がぐらつくようなことはあるまい。むしろ今後とも幾多の試練を経験しつつ、共同市場の基盤は漸次強化されてゆくものとみられる。

(3) 共同市場とカルテル

共同市場内の企業提携・合同はある程度カルテル的性格をもつてゐるものであるが、いまのところ自由競争原理をうたつた共同市場条約のカルテル禁止規定に背反するような価格協定ないし市場限定による独占を行なおうとするものではない。しかし共同市場全体の産業合理化と生産拡大を図ろうとする目的を実現する過程においては漸次米国経済の現状に近い寡占状態に接近し、域内の競争もカルテル的な管理された形態をとるのではないかと思われる。

一方域外に対する価格協定などについては条約

に特別の規定のないこと、また、欧州石炭鉄鋼共同体成立直後イタリア以外の5か国の鉄鋼業者が協定した鉄鋼製品の第3国向け輸出最低価格がここ数年来、域内価格より高く定められていること（プラッセル協定）などからみても、当面共同市場の成立が輸出業者の協定を促進する方向に向かう可能性がある。したがつて域外諸国の立場からみると、共同市場の共通関税の水準、共通通商政策の方向などと並んで、このようなカルカル的動きを共同市場がどのように扱うか注目を要する点であろう。

6. む す び

以上概観したように欧州共同市場は予想外に順調な発足を示し、すでに活発な活動を開始しており、ゆくゆくは“第2の米国”（United States of Europe）の繁栄が期待されている。このような強力な経済力をもつ共同市場の発足は、昨年末行なわれた西欧諸国通貨の交換性回復とともに國際経済に大きな影響を与えるにはおかしい。

共同市場の発展は長期的にみれば、各国通貨交換性の回復、これに続く貿易為替の自由化措置の推進とあいまつて世界貿易の拡大、自由化を促進し、共同市場の繁栄を通じて世界経済の発展に寄与することとなろう。したがつて将来欧州は米国と並んで大きな市場に発展することが期待されるが、当面共同市場の関税引下げなど輸入自由化は第1に共同市場内、第2にO E E C諸国、第3に域外G A T T加盟国の順に行なわれるので、過渡的には域外工業国に対しては差別待遇が行なわれることとなる。

また資本交流の活発化、国際分業の進展とこれに対処する域内企業の即応態勢は予想外に早く着

々と進行しつつあり、全経過期間を待つまでもなく第1段階の終了する1961年前後には、共同市場内の経済拡大、国際競争の充実はかなり進捗し、これに伴い第3国市場の貿易は輸出入ともかなりの増加を示すこととなろうが、とくに域外工業国との輸出競争は相当の激化が予想される。

もつとも、現在は第1段階の第一歩を踏み出したばかりであつて、現実にとられた措置は関税の10%引下げ、域内輸入割当の20%増加、資本取引の自由化などに限られており、しかもこれらと同時にG A T T加盟国に対する関税の10%引下げ、O E E C諸国に対する輸入割当の20%増加などの措置が行なわれているので、貿易面の差別待遇に基く域外工業国に対する影響は比較的軽微であるのみならず、自由貿易地域交渉を通じて共同市場のブロック化はある程度阻止される方向にある。

したがつて、当面わが国に対する影響としても、わが国と共同市場6か国との貿易額が少ないこと（1958年輸出124百万ドル、輸出総額の4.3%、輸入176百万ドル、輸入総額の5.8%）、造船、織維、トランジスターラジオ、カメラ、玩具、かん詰など日本商品もすでにかなりの国際競争力をもつてのことなどから、対西欧貿易にはとくに目立つた影響はみられない。しかし第3国に対する輸出競争は価格面、支払条件面においてますます激化しつつあり、その圧力は徐々にではあるが、ひしひしとわが国の貿易に及んでくると思われる所以、わが国としても世界経済の趨勢に細心の注意を払いつつ、経済の体質改善、国際競争力の強化に全力を傾注することが一層緊要となろう。また欧州経済の将来の発展に備えて、この際欧州市場を改めて見直す必要があるのではないかと思われる。